

行政処分等について

注意事項

平成20年5月13日

各課職員へ

東洋町長澤山保太郎

住民の許認可等申請にたいし、これを認容しないなどの場合については以下の点について十分注意して対処すること

- 1、申請者に対して事案についてあらかじめ十分な情報を提供すること
- 2、許認可の法令、法令に基づく基準を示して説明すること
- 3、処分をした場合、理由を明示することが義務づけられている。
理由には、法令・規則を根拠にしなければならない。
- 4、処分をする前にも相手が説明を求めた場合、申請についての審査の状況、処分決定の見通しなど極力審査過程についても説明をすること。
但し関係者以外には事前説明は不要である。
また、申請者の申請に到る事情を聴取すること。
- 5、申請に関係して、他のものの介入があった場合、それを逐一記録し上司に報告すること。
- 6、以上については国の行政手続法（町条例も同じもの）をよく読んで了得しておくべきこと。

人の権利や利害に関する申請ごとで、処分の理由や処分の法的根拠を聞かれて、分かりません、後で調べます、という態度は行政手続法に違反し、公務員として失格である。また、理由を明示しない行政処分は無効原因となり、損害賠償を請求される場合がある。

